

駐車を廃止する場合の届出について

1. 届出の時期

廃止した日から 10 日以内。

2. 提出書類と部数

廃止届 2 部（うち 1 部は審査終了後、副本として返却）

第5号様式(第4条関係)

平成22年4月1日

(あて先)大田区長

駐車場管理者 住所 大田区蒲田5-13-14
氏名 大田パーキング(株)
代表取締役 大田 一郎 印

〔法人にあつては、その事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

路外駐車場廃止届

駐車場の供用を下記のとおり廃止したので、駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称 大田第一駐車場
- 2 駐車場の位置 大田区蒲田5-13-14
- 3 廃止の理由 当該地の開発工事のため。
- 4 廃止年月日 平成22年3月24日

(注) 正副2通を提出してください。